

資料 1

「(仮称) 坂出市手話言語条例」および「(仮称) 坂出市障がいのある人の情報保障およびコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」の制定について

1 背景

(1) 国における経過

平成 18 年 12 月	国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択（手話が言語であることが世界的に認められる）
平成 23 年 8 月	障害者基本法改正（手話が言語であることを明記）
平成 26 年 1 月	障害者の権利に関する条約に日本が批准
令和 4 年 5 月	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）を公布・施行

(2) 本市における経過

平成 26 年 6 月	手話の普及促進を図るための環境整備を求める意見書 坂出市議会採択（全会一致）
令和 3 年 10 月	全国手話言語市区長会に加盟
令和 4 年 6 月	坂出市議会 令和 4 年 6 月定例会の一般質問において、手話言語条例等の早期制定に向けて積極的に準備を進めると答弁

2 趣旨

(1) (仮称) 坂出市手話言語条例

手話を言語として明示した「障害者の権利に関する条約」および「障害者基本法」に基づき、手話に対する理解の促進および手話を使用しやすい環境整備に関する基本理念を定め、市の責務ならびに市民および事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的に策定するもの。

(2) (仮称) 坂出市障がいのある人の情報保障およびコミュニケーション手段の利用促進に関する条例

「障害者の権利に関する条約」で定義されているように、コミュニケーション手段は、音声言語、手話、文字表記、点字、拡大文字、平易な言葉など多様なものがある。さらに、「障害者基本法」には、障がい者（児）は情報の取得または利用のための手段についても、可能な限り選択の機会が図られなければならないとの旨が規定されている。しかしながら、コミュニケーション手段に対する市民の理解は十分とは言えないことから、コミュニケーションを円滑に行い、十分な情報を取得することについての重要性を再認識し、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現のため、必要な事項を定めるもの。

○障害者の権利に関する条約（平成 26 年 1 月 22 日号外条約第 1 号）

「言語」には手話等の非音声言語を含むことが明示されている。

○障害者基本法（昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号）

「言語」には手話を含むことに合わせて、障がい者（児）は意思疎通の手段について、可能な限り選択の機会が確保されるよう図られなければならないと定められている。

※ 2つの内容を 1本の条例にせず、2本の条例として制定する理由

手話は、明治時代から平成になるまで長い年月言語として認められず、手話の使用を制限されてきた。ろう者は、ろう者の言葉である手話そのものが差別を受けてきたという歴史がある。さらに、手話通訳者の高齢化、通訳者の減少等、ろう者および手話通訳者を取り巻く環境は大変厳しい状況になっている。

手話言語条例は、手話は言語であるということを明確に位置づけるとともに手話の普及啓発等を行っていくことを目的としており、条例を制定し、各種施策を推進することで、手話を安心して使用できる社会の実現に資するものである。

一方、障がいのある人の情報保障およびコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例は、障がいの特性に合わせた手話を含む多様なコミュニケーションの方法、障がいのあるかたがスムーズにコミュニケーションを取ることができるアクセスしやすい豊かな社会を作っていこうというのを条例の目的としている。

手話言語条例とコミュニケーション条例は、趣旨、目的が違うということで、制定する際には別々の条例として検討してほしい旨の要望を、これまでも香川県聴覚障害者協会からいただいております、このたび2本の条例として検討しているところである。

3 手話言語条例の制定状況（令和4年7月11日時点）

456自治体（34道府県・17区・320市・82町・3村）で制定済み。

県内5自治体（高松市、さぬき市、観音寺市、三豊市、丸亀市）で制定済み。

4 情報・コミュニケーション条例の制定状況（令和4年6月末時点）

96自治体で制定済み。（手話言語条例と一体的に制定している自治体含む。）

県内5自治体（高松市、さぬき市、観音寺市、三豊市、丸亀市）で制定済み。高松市およびさぬき市は、手話言語条例と一体的に制定しているが、当事者団体からは別個の条例として制定するよう要望があり、残り3市は2本の条例で制定している。

	条例名
高松市	高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例（H31.3）
さぬき市	さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例（R1.7）
観音寺市	観音寺市手話言語条例 観音寺市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（ともにR2.3）
三豊市	三豊市手話言語条例 三豊市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（ともにR2.3）
丸亀市	丸亀市手話言語条例 丸亀市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（ともにR3.3）